

グリーン調達基準書

2026 年 9 月 30 日（第 2.0 版）

プライム プラネット エナジー&ソリューションズ株式会社

目次

はじめに.....	2
環境方針.....	2
1 総則.....	3
1.1 目的.....	3
1.2 適用.....	3
2 グリーン調達方針.....	3
2.1 仕入先様との取引体制の構築.....	3
2.2 仕入先様への基本要請.....	3
2.3 仕入先様の選定.....	4
2.4 仕入部材の選定.....	4
3 対象の仕入先様と仕入先様の区分別要請.....	4
3.1 対象の仕入先様.....	4
3.2 仕入先様の区分.....	4
3.3 仕入先様の区分と取り組み要請.....	5
4 環境負荷低減の取り組み.....	5
4.1 環境マネジメントシステムの構築.....	5
4.2 化学物質管理の徹底.....	5
4.3 温室効果ガス排出量の削減.....	7
4.4 資源循環の推進.....	7
4.5 水循環の推進.....	8
4.6 人と自然が共生する社会の実現.....	8
5 サプライチェーン上流への展開.....	8
5.1 サプライチェーン上流への働きかけ.....	8
6 運用.....	9
6.1 運用の基本.....	9
制定.....	9
改定履歴.....	9

はじめに

プライム プラネット エナジー&ソリューションズ株式会社（海外拠点含む。以降では総称して、当社と記す）は、「かけがえのない地球、クリーンで豊かな社会を未来へ」という当社ビジョンの実現を目指し、「当社がお客様や社会にとって必要とされる会社であること、また期待を超える会社となっていくことが何よりも大切である」との考えに基づき、事業活動を推進しております。

昨今は企業において、法令遵守はもとより、人権・労働、安全衛生、地球環境保全、公正な事業活動、責任ある調達活動、情報セキュリティなど、社会の一員として企業活動を通じて社会的責任を果たす「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」に関する積極的な取り組みの必要性が益々高まり、国内外の法規制も強化傾向にあります。このような状況下において、当社が仕入先様と共に更なる成長と発展を実現するためには、企業として果たすべき社会的責任に応えていかなければなりません。当社としましては、企業としての社会的責任を果たすことにより、お客様や社会から信頼され、また必要とされる存在になるべく、仕入先様と共にサプライチェーンにおける責任ある企業行動を推進して参りたいと考えております。

地球環境保全に関しては、2021年4月1日に当社の環境経営の基本的な考え方として「環境方針」を制定しました。この「環境方針」では、持続可能な社会の実現を目指して、事業活動を通じた環境課題の改善により、環境負荷の低減や循環型社会、自然・地域共生の実現に取り組むことを明確化しています。

本基準書では、グリーン調達（法規制・規範の遵守、環境負荷の低減、環境マネジメントシステムの構築など環境保護活動に取り組まれている仕入先様から、特定の規制有害物質を使用せず、環境保護に配慮した原材料・部品・事務用品・サービス等を優先的に調達）の実現に向けて、当社はもとより仕入先様にも遵守して頂きたい事項を明記しております。仕入先様に於かれましては、グローバル取引基本契約書の条項「環境保護」の通り、本基準書の内容をご理解のうえ遵守および実践して頂きます様、お願い致します。同時に、貴社内のみならず貴社の仕入先様に対しましても管理・監督・周知徹底のうえ遵守を働きかけて頂きます様、併せてお願い致します。

当社は、仕入先様と尚一層の連携を図りながら共に責任ある企業行動を推進することにより、環境負荷の低減を実現して参りたいと考えています。既に仕入先様には、環境保護活動の推進をお願いしておりますが、引き続き当社の活動に対するご理解とご協力を賜ります様、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

環境方針

クリーンで豊かな社会・未来へ貢献するため、事業活動の全ての領域を通じて、環境負荷の低減に挑戦します。

1. 環境コンプライアンス（法令遵守）の徹底

環境法令・協定及びその他要求事項を十分に理解し、関係企業と連携して、確実に遵守します。

2. グリーンバッテリー実現に向けた取り組み推進

電池ライフサイクル全体での環境負荷の最小化を目指し、目的・目標を定め、脱炭素社会の実現、循環型社会の実現、責任ある調達、自然との共生・社会との共生に取り組めます。

3. 環境技術の追求

環境技術のあらゆる可能性を追求し、社会と経済の両立を実現する新技術の開発と定着に取り組みます。

4. 自主的な取り組み

地球規模及び各国・各地域の環境課題を踏まえた自主的な改善計画を策定し、継続的に取り組みを推進します。

5. 環境リスクの低減

一人ひとりが高い環境意識と責任を自覚し、リスク未然防止活動を実行すると共に、異常苦情発生時は迅速・的確な対応による影響の最小化と再発防止に努めます。

6. 地域社会との連携・協力

地域社会との対話を大切にすると共に、地域の環境保護活動に積極的に取り組み、地域に愛される企業を目指します。

1 総則

1.1 目的

本基準書は、グリーン調達（法規制・規範の遵守、環境負荷の低減、環境マネジメントシステムの構築など環境保護活動に取り組まれている仕入先様から、特定の規制有害物質を使用せず環境保護に配慮した原材料・部品・事務用品・サービス等を優先的に調達）を推進するため、仕入先様へ当社の「グリーン調達方針」および「具体的な要請事項」を明示し、仕入先様に内容ご理解のうえ遵守および実践して頂く事を目的としています。

1.2 適用

本基準書の記載内容は、当社における原材料・部品・事務用品・サービス等の調達活動に適用されます。なお部品は、副資材等の構成材料（テープ、はんだ、接着剤等）、製品の包装部材、製品輸送のための包装部材、部品の輸入者が輸送・保護に用いる包装部材を含みます。また以下の調達活動に関しては、本基準書の関連項目が準用されます。

- ・ 製品の製造に使用される金型・機械設備・試作部材など
- ・ ソフトウェア、設計・デザイン外注、調査、翻訳などの情報成果物および役務など

2 グリーン調達方針

2.1 仕入先様との取引体制の構築

当社は、当社の「環境方針」にご賛同のうえ、原材料・部品・事務用品・サービス等をご提供頂く仕入先の皆様との取引体制を構築します。

2.2 仕入先様への基本要請

当社は、上記 2.1 を実現するため、以下を要請させていただきます。

- ・ ご提供頂く原材料・部品・事務用品・サービス等の環境負荷低減と併せ、仕入先様の調達・生産・物流・開発・販売など、事業活動領域での環境負荷低減
- ・ 当社とのコラボレーションによる成果の共有

- ・ サプライチェーン上流への環境負荷低減の働きかけ

2.3 仕入先様の選定

当社は、当社とお取引を希望される国内外の仕入先様に対して、国籍、企業規模、取引実績の有無を問わず、オープンで公正かつ公平な参入機会を提供しています。仕入先様の選定に際しては、品質、技術、価格、数量、納期の確実性に加え、経営の安定性および企業の社会的責任に対する取り組み姿勢などを総合的に勘案しています。なお環境負荷低減の取り組みに関しては、以下の様な活動に意欲的な仕入先様とのお取引を優先します。

- ・ 環境マネジメントシステムの構築
- ・ 化学物質管理の徹底
- ・ 温室効果ガス排出量の削減
- ・ 資源循環の推進
- ・ 水循環の推進
- ・ 生物多様性の保全

2.4 仕入部材の選定

当社は、必要な品質・機能・経済合理性に加え、以下の環境負荷低減に関する各項目を満たす部材を優先的に採用します。

- ・ 資源・エネルギー・化学物質等の環境に関する法律に適合
- ・ 別途定める化学物質の含有量が把握されており、使用禁止物質を含有しない
- ・ 使用に際し、騒音・振動・悪臭等の発生が少ない
- ・ 廃棄に際し、化学物質・大気汚染・水質汚濁・土壌汚染の発生等の環境負荷が低い
- ・ 再生資源・部品の使用、小型省資源化、省エネルギー化
- ・ リユース・リサイクルが容易な設計
- ・ 部材に関する環境情報の公開
- ・ 梱包部材に関しても上記同様、省資源・リユース・リサイクル・減量および化学物質の含有量削減を実施

3 対象の仕入先様と仕入先様の区分別要請

3.1 対象の仕入先様

本基準書の対象とする仕入先様は、原材料、部品、金型・機械設備、試作部材等、情報成果物や役務等を当社へ納入される仕入先様とします。なお仕入先様が商社様の場合は、その製造メーカー様および原材料メーカー様も対象とします。

3.2 仕入先様の区分

仕入先様の区分は、上記 1.2 記載の部材に基づき、以下の通りとします。

- ・ 区分1：製品の製造で消費される原材料・部品、副資材等の構成材料（テープ、はんだ、接着剤等）、製品の包装部材、製品輸送時の包装部材、部品の輸入者が輸送・保護に用いる包装部材など
- ・ 区分2：製品の製造に使用される金型・機械設備、アフター部品試作部材など
- ・ 区分3：ソフトウェア、設計・デザイン外注、調査、翻訳などの情報成果物および役務など

3.3 仕入先様の区分と取り組み要請

仕入先様への環境負荷低減に関する取り組み要請事項（上記 2.3 仕入先様の選定：お取引優先項目）、および区分別要請レベルを下表に示します。なお区分別要請レベルは、以下の通りです。

- ・ ◎：取り組み必須
- ・ ○：取り組みの適用が可能な項目を準用
- ・ ー：取り組み任意
- ・ △：規則化学物質が、設備等から製品に飛散・落下する場合、もしくは化学物質が設備等との接触により製品に付着・移行する可能性がある場合は、化学物質管理の要求事項の一部分を適用

環境負荷低減の取り組み	区分		
（仕入先様の選定時の取引優先項目）	1	2	3
環境マネジメントシステムの構築	◎	ー	ー
化学物質管理の徹底	◎	△	ー
温室効果ガス排出量の削減	◎	○	○
資源循環の推進	◎	○	○
水循環の推進	◎	○	○
生物多様性の保全	◎	○	○

4 環境負荷低減の取り組み

4.1 環境マネジメントシステムの構築

- 1) 仕入先様は、ISO14001 の認証取得を基本とする環境マネジメントシステムの構築および維持向上を行うものとします。
- 2) 仕入先様は、ISO14001 の認証を未取得である場合、取得計画を立案し、取得活動を実践するものとします。
- 3) 当社は、前項の ISO14001 の認証未取得であって他の第三者認証（EMAS、EA21、ISO14005 他）を取得済みあるいは取得活動中の仕入先様に対して、ISO14001 認証取得を条件として一定期間、ISO14001 の認証取得猶予を認めます。

4.2 化学物質管理の徹底

- 1) 仕入先様は、化学物質管理に関する法規制および国際条約を反映した最新の当社「製品化学物質管理ランク指針」（以降、「ランク指針」と記す）を遵守するものとします。なお仕入先様に求める製

品含有化学物質の「不使用保証」とは、「規制値未満の保証」であり、「管理値未満の保証」ではありません。

- 2) 仕入先様から納入して頂く部材が、「ランク指針」の全部もしくは一部の適用を除外する対象の部材である場合、当社は、この旨を仕入先様へ連絡するものとします。
- 3) 仕入先様は、「ランク指針」において禁止物質レベル1として定められた「オゾン層破壊物質（HCFCを除く）」を製造工程においても使用しないものとします。なお製造工程とは、仕入先様の上流取引先様の製造工程も含まれます。
- 4) 仕入先様は、当社の要請に従い、当社が作成した最新の「製品に関する化学物質についての不使用保証書」（以降、「不使用保証書」と記す）を当社へ提出するものとします。
- 5) 仕入先様は、当社へ納入した部材に禁止物質が含有、または製造工程において禁止物質が使用されたことを知った場合は、速やかに当社へ通知し、双方協議のうえ対応処置を行うものとします。
- 6) 仕入先様は、当社へ納入する部材の化学物質含有情報に関して、自社が購入する部材の化学物質含有情報および自社の製造工程に関する知見や製造情報を基に整備すると共に、当社の要請に従い、IMDS（International Material Data System）へデータ入力を行うものとします。なお以下の場合は、仕入先様が、自主的に IMDS データを更新してください。
 - ・ 原材料や部品の変更および重量の変更が発生した場合
 - ・ 技術標準の改訂により、物質情報の更新が必要な場合
 - ・ 法令の改訂により、アプリケーションコードの更新が必要な場合
- 7) 仕入先様は、当社の要請に従い、自社が購入する部材の選定時、RoHS 指令で定められた特定の規制有害物質（以降、RoHS 指令対象物質と記す）の含有濃度が規制値未満であることを証明する分析データを当社へ提出するものとします。また RoHS 指令対象物質に追加が決定した化学物質に関しては、当該部材が当社の納入禁止日以降も納入される場合には、分析対象とします。
- 8) 仕入先様は、当社の要請に従い、納入している部材に RoHS 指令対象物質の含有が無いことを証明する分析データを定期的に当社へ提出するものとします。また RoHS 指令対象物質に追加が決定した化学物質に関しては、当該部材が当社の納入禁止日以降も納入される場合には、分析対象とします。なお当社は、RoHS 指令対象物質の含有リスクが極めて小さいと判断できる場合、仕入先様から製造条件（材料、工法、生産設備・製造場所、外注先、部材の仕入先等）変更が無く RoHS 指令対象物質の含有濃度が規制値未満であることを証明する書面等を入手することにより、分析データ入手の代替とします。
- 9) 仕入先様は、当社の要請に従い、環境品質保証体制監査（以降、環境監査と記す）を受入れるものとします。
- 10) 仕入先様は、RoHS 指令対象物質が混入する可能性（併行生産の有無、在庫部材の RoHS 適合性など）を確認するものとします。混入する可能性が有る場合（併行生産あり、在庫部材の RoHS 適合性が不明など）は、RoHS 指令対象物質の混入防止対策を実施するものとします。
- 11) 仕入先様は、自社のサプライチェーンにおいて、RoHS 対象物質が混入する可能性（併行生産の有無、在庫部材の RoHS 適合性など）を確認するものとします。混入する可能性が有る場合（併行生産あり、在庫部材の RoHS 適合性が不明など）は、自社のサプライチェーンに対して、混入防止対策の実施を要求し、実施状況を確認するものとします。

- 12) 仕入先様は、当社へ製造条件（材料、工法、生産設備・製造場所、外注先、部材の仕入先等）変更時の事前連絡を行うものとします。
- 13) 研究・開発で使用する部材は、上記 1) から 12) の適用を除外します。
- 14) 上記 3.3 の仕入先様の区分 2 の仕入先様は、化学物質が設備等から製品に飛散・落下する場合、飛散・落下する化学物質は、「ランク指針」で定めた禁止物質の含有が無いものとします。また化学物質が設備等との接触により製品に付着・移行する可能性がある場合、設備等の製品に接触する部位は、「ランク指針」で定めた禁止物質の含有が無いものとします。なお RoHS 指令対象物質に追加が決定した化学物質に関しても、官報公示後は上記対応の対象とします。

4.3 温室効果ガス排出量の削減

- 1) 仕入先様は、当社へ温室効果ガス（Green House Gas：以降、GHG と記す）排出量の削減効果が高い部材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお GHG 排出量の削減効果が高い部材とは、以下を指します。
 - ・ 製品組み込み時、製品の省エネルギーに貢献する部材
 - ・ 部材の生産時、仕入先様の GHG 排出量削減に貢献する部材
- 2) 仕入先様は、自社の GHG 排出量削減の取り組みを以下の 5 段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上を目指すものとします。
 - ・ レベル 1：GHG 排出量の把握と削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している
 - ・ レベル 2：レベル 1 に加え、GHG 排出量を年次別や工場単位別等で把握している
 - ・ レベル 3：レベル 2 に加え、GHG 排出量の削減目標をコミットメントとして社外公表すると共に、GHG 排出量の削減の取り組みを開始している
 - ・ レベル 4：レベル 3 に加え、GHG 排出量の削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している
 - ・ レベル 5：レベル 4 に加え、仕入先様の上流取引先様へ GHG 排出量の削減の要請を実施している
- 3) 仕入先様は、当社のサプライチェーン全体での GHG 排出量の把握と削減を推進するため、当社の要請に従い、当社向け GHG 排出量の算出と提出に協力するものとします。

4.4 資源循環の推進

- 1) 仕入先様は、資源を有効活用する循環型モノづくりに貢献する部材を当社へ提案し、採用を働きかけるものとします。なお循環型モノづくりに貢献する部材とは、以下を指します。
 - ・ 投入資源の削減に寄与する部材
 - ・ 再生資源の活用拡大に寄与する部材
（リサイクル材の使用比率が高い部材など）
 - ・ 当社拠点および物流における廃棄物ゼロエミッション化やリユース・リサイクルに寄与する部材
（部材の納入者が輸送・保護に用いる包装材のリユース化、リサイクル材を活用した包装材など）
- 2) 仕入先様は、自社の生産廃棄物ゼロエミッション化の取り組みを以下の 5 段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上を目指すものとします。

- ・ レベル1：生産廃棄物の削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している
- ・ レベル2：レベル1に加え、生産廃棄物の種類、量、処理状況等を把握している
- ・ レベル3：レベル2に加え、生産廃棄物の削減目標をコミットメントとして社外公表すると共に、生産廃棄物の削減の取り組みを開始している
- ・ レベル4：レベル3に加え、生産廃棄物の削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している
- ・ レベル5：レベル4に加え、仕入先様の上流取引先様へ生産廃棄物の削減の要請を実施している

4.5 水循環の推進

- 1) 仕入先様は、水循環に貢献する部材を当社へ提案し、採用を働きかけるものとします。なお水循環に貢献する部材とは、以下を指します。
 - ・ 当社拠点での水使用量削減および排水管理に寄与する部材
- 2) 仕入先様は、自社の工場排水管理を以下の5段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上を目指すものとします。
 - ・ レベル1：工場排水管理に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している
 - ・ レベル2：レベル1に加え、工場排水濃度を定期的に測定し法規制値未満であることを確認している
 - ・ レベル3：レベル2に加え、リスク発見時（基準超過時）の対応の仕組みを構築している
 - ・ レベル4：レベル3に加え、工場排水管理のための継続的改善（PDCA）を実践している
 - ・ レベル5：レベル4に加え、仕入先様の上流取引先様に工場排水の取り組み要請を実施している
 - ・

4.6 人と自然が共生する社会の実現

当社は、「自然環境の保全は社会や経済・企業活動の前提である」との認識に基づき、人と自然が共生する社会の実現に取り組んでいます。仕入先様におかれましても、自然や生物多様性の保全に対して最大限ご配慮を頂き、納入製品および拠点における自然や生物多様性への影響の最少化をお願い致します。また、人と自然が共生する社会の実現に貢献する部材を当社へ提案し、採用の働きかけをお願い致します。なお部材の事例は、以下の通りです。

- ・ 保護を必要とする貴重な生態系や希少野生動物の生存に悪影響をおよぼす森林破壊等により得られた木材や鉱物などを排除した部材
- ・ 適切に管理された森林から産出された木材を原料とする部材

例：FSC (Forest Stewardship Council：森林管理協議会) や PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification：森林認証プログラム) など、森林認証制度（持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする制度）の認証材

5 サプライチェーン上流への展開

5.1 サプライチェーン上流への働きかけ

仕入先様は、環境関連法令の遵守に加え、環境マネジメントシステムの構築、化学物質管理の徹底、温室効果ガス（GHG）排出量の削減、資源循環の推進、水循環の推進、自然保護および生物多様性保全（自然共生）などの環境負荷低減の取り組みをサプライチェーン全体に広めるため、仕入先様の上流取引先様への働きかけを行うものとします。

6 運用

6.1 運用の基本

- 1) 仕入先様は、本基準書に基づき、当社の要請を遵守するものとします。
- 2) 当社は、本基準書で仕入先様へ要請させて頂きました事項の実践状況を環境監査等により、把握します。
- 3) この結果は、当社が仕入先様を評価する際に用いると共に、仕入先様とも共有することにより、仕入先様および仕入先様の上流取引先様における環境負荷低減の取り組みレベルの向上に繋げて行くものとします。

制定

・ 2023 年 4 月 1 日

改定履歴

改定日	項番	改定前	改定後
26.9.30	2.0	・ 環境方針-2. ～目的・目標を定め、新規技術導入と日常改善により、環境負荷（CO2・環境汚染物質等）の削減や循環型社会、自然・地域共生の実現に取り組みます。 ・ 4.2 化学物質管理の徹底-1) 仕入先様は、当社が発行した最新の「製品化学物質管理ランク指針」（以降、「ランク指針」と記す）を遵守するものとします。	・ 環境方針-2.の文言修正 ～目的・目標を定め、脱炭素社会の実現、循環型社会の実現、責任ある調達、自然との共生・社会との共生に取り組みます。 ・ 4.2 化学物質管理の徹底 1)文言修正 仕入先様は、化学物質管理に関する法規制および国際条約を反映した最新の当社「製品化学物質管理ランク指針」（以降、「ランク指針」と記す）を遵守するものとします。